

改正案	現行
<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第三十四条の六十八第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第三十四条の三十七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>一の二 個人である申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものではないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第三十四条の六十八第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第三十四条の三十七第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>（新設）</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務</p>

を行うべき者を含む。以下この号、第三十四条の三十七及び第三十四条の四十八第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三〇十四（略）

（指定申請書の添付書類）

第三十四条の六十八（略）

2（略）

3 法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む）。以下この項、第三十四条の七十一及び第三十四条の七十二にお

を行うべき者を含む。以下この号、第三十四条の三十七及び第三十四条の四十八第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第三十四条の三十七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

（新設）

三〇十四（略）

（指定申請書の添付書類）

第三十四条の六十八（略）

2（略）

3 法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む）。以下この項、第三十四条の七十一及び第三十四条の七十二にお

いて同じ。)の住民票の抄本(役員が法人であるときには、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

四| 役員の前婚前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の前婚前の氏名を証するものでないときは、当該前婚前の氏名を証する書面

五| 九| (略)

別表第二(第三十四条の三十九関係)

届出事項	(略)	役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更
記載事項	(略)	一・二 (略)
添付書類	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)に係る次に掲げる書面 イ 履歴書(就

いて同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)

(新設)

四| 八| (略)

別表第二(第三十四条の三十九関係)

届出事項	(略)	役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更
記載事項	(略)	一・二 (略)
添付書類	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)に係る次に掲げる書面 イ 履歴書(就

任する役員が
法人であると
きは、当該役
員の沿革を記
載した書面

ロ 住民票の抄
本（就任する
役員が法人で
あるときは、
当該役員の登
記事項証明書
）又はこれに
代わる書面

ハ 婚姻前の氏
名を、氏名に
併せて第三十
四条の三十九
の届出書に記
載した場合に
おいて、ロに
掲げる書面が

任する役員が
法人であると
きは、当該役
員の沿革を記
載した書面を
含む。）

ロ 住民票の抄
本（就任する
役員が法人で
あるときは、
当該役員の登
記事項証明書
を含む。）又
はこれに代わ
る書面
(新設)

	(略)	銀行代理業者である法人の子法人等又は銀行代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該銀行代理業者である法人を除く。)の変更
	(略)	一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該銀行代理業者である法人を除く。)の商号又は名称 二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該銀行代理業者で
<p>当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>ニ(略)</p>	(略)	(略)
	(略)	銀行代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更
	(略)	一 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の商号又は名称 二 当該子法人等又は当該親法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の主たる営
ハ(略)	(略)	(略)

(略)	
(略)	<p>ある法人を除く。 一の主たる営業所等の所在地</p> <p>三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該銀行代理業者である法人を除く。 一の代表者の氏名又は名称</p> <p>四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該銀行代理業者である法人を除く。 一の業務の内容</p> <p>五 (略)</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>業所等の所在地</p> <p>三 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称</p> <p>四 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の業務の内容</p> <p>五 (略)</p>
(略)	